

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡武豊町字山ノ神五八番地三一、最後の住所愛知県知多郡武豊町字山ノ神五八番地三一 被相続人 亡 榊原 国好 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十九日

愛知県東海市大田町寺下九三番地一

相続財産清算人 弁護士 大橋 政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束三丁目一九番、最後の住所広島市安佐南区山本三丁目二一番九一〇三番 被相続人 亡 佐藤 良雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十二日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十九日

広島市中区東白鳥町一五番六号第一西林ビル三階

相続財産清算人 弁護士 横谷 荘一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市朝田二二三七番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 細川 淳美 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十九日

山口県山口市駅通り一丁目四番一〇号ひまわりビル二階

相続財産清算人 弁護士 小見山 岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市夜須町西山五九三番地、最後の住所高知県香南市夜須町西山五九三番地 被相続人 亡 高橋 秀 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十九日

高知県香南市土佐山田町西本町一丁目三番二四号

相続財産清算人 司法書士 松元 礼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区祝町二丁目一二三一番地一、最後の住所北九州市八幡東区祝町二丁目一四番六号 被相続人 亡 橋本 和人 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十九日

北九州市小倉北区田町一五番三三番

相続財産清算人 司法書士 本多 寿之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字穂北一五四〇番地、最後の住所宮崎県西都市大字穂北一五四〇番地 被相続人 亡 花野 妙幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 内山 秀幸

最後の住所 千葉県柏市北柏三丁目一九番地

生年月日 昭和二十年十二月十九日

供託所 千葉地方裁判所松戸支部

供託番号 令和八年度金第三九号

不在者財産管理人 弁護士 水田 祐輔

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 西村 栄吉

最後の住所 熊本市中央区神水一丁目二六番五号二〇五

生年月日 令和七年(家)第四十三号

供託所 熊本市中央区神水一丁目二六番五号二〇五

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

住所 神奈川県足柄上郡大井町上大井六五一番地

生年月日 昭和四十二年六月十七日

供託所 横浜地方裁判所西湘二宮支部

供託番号 令和八年度金第一八号

不在者財産管理人 弁護士 多賀野 司

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 秋澤 亨

第35期決算公告

令和8年4月27日

さいたま市浦和区高砂二丁目8番16号

浦和レッドダイヤモンズ株式会社

代表取締役 田口 誠

貸借対照表の要旨 (令和8年1月31日現在) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,238	流動負債	1,843
固定資産	2,598	引当金	37
		退職給付引当金	172
		負債合計	164
		株主資本	2,015
		資本剰余金	1,821
		利益剰余金	273
		その他の利益剰余金	113
		純資産合計	113
		利益剰余金	1,435
		その他の利益剰余金	1,435
		(うち当期純損失)	(100)
		純資産合計	1,821
資産合計	3,836	負債・純資産合計	3,836

第66期決算公告

2026年5月19日

新潟県西蒲区高野宮3283-1

株式会社ツバメックス

代表取締役 出口 次男

貸借対照表の要旨 (2025年12月31日現在) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,035	流動負債	1,275
固定資産	1,097	(うち引当金)	(15)
		固定負債	10
		株主資本	1,855
		資本剰余金	40
		利益剰余金	2,877
		その他の利益剰余金	10
		(うち当期純利益)	2,867
		自己株式	(18)
		評価・換算差額等	1,062
		その他の評価差額	8
資産合計	3,132	負債・純資産合計	8